

災害時における友好自治体相互応援協定書

自治体の名称を同じくする縁で友好自治体の盟約を締結している山形県新庄市、奈良県新庄町、岡山県新庄村（以下「関係市町村」という。）は、災害時における友好自治体間の相互応援について、次のとおり協定する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律223号）第8条第2項第12号及び第67条の規定に基づき、関係市町村いずれかの区域に災害（同法第2条第1号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市町村の要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類等）

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資の提供並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 救援及び救助活動に必要な車両の提供
- (5) 消火、救護、医療、防疫及び応急復旧活動に必要な職員の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設等の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 災害の発生により応援を要請する市町村（以下「被災市町村」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第2号から第4号までに掲げる応援を要請する場合は、物資等の品名及び数量
- (3) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合は、職員の職種、人数及び被災地での従事内容
- (4) 応援場所並びに応援場所への経路及び付近の状況
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第4条 被災市町村との連絡が不能な場合は、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施できるものとする。

（経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援に要した経費については、原則として被災市町村の負担とする。ただし、被災市町村から要請があった場合は、応援した市町村が当該費用を一時繰替えて支弁するものとする。

- (2) 派遣職員が1ヶ月を超える派遣となる場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17に規定する職員の派遣とする。この場合、「阪神・淡路大震災復旧対策等のための職員派遣について（通知）」（平成7年2月23日付自治省行政局公務員部公務員課長通知）を準用するものとする。

（連絡責任者の選任）

第6条 第3条に規定する応援の手続きを確実かつ円滑に行うため、関係市町村における連絡責任者を次のとおり選任するものとする。

- (1) 新庄市環境課長
- (2) 新庄町企画公室長
- (3) 新庄村総務企画課長

（災害対策連絡会議の設置）

第7条 関係市町村は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 連絡会議は、必要に応じて随時開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議する。
- (2) 関係市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画その他参考資料を相互に提供する。

（協 議）

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、関係市町村が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書を3通作成し、当事者署名押印のうえ、各1通を保有するものとする。この協定は、締結の日から効力を生ずるものとする。

平成8年8月24日

山形県新庄市

新庄市長

高橋栄一郎 

奈良県北葛城郡新庄町

新庄町長

藤井小繁治 

岡山県真庭郡新庄村

新庄村長

小倉博俊 